

新潟市空き家活用推進事業

福祉活動活用タイプ（高齢者向け共同居住住宅）補助金交付要領

（総則）

第1条 新潟市空き家活用推進事業に係る福祉活動活用タイプのうち、高齢者向け共同居住住宅に関する補助金の交付については、新潟市空き家活用推進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

（目的）

第2条 空き家を活用し、一人暮らし高齢者等に共同生活の機会を提供することにより、家庭的な環境及び地域住民等との交流の機会を創出し、当該高齢者に安心・安全を提供する取り組みを支援することを目的とする。

（定義）

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 高齢者とは、住宅入居申込時において60歳以上の者をいう。
- （2） 高齢者向け共同居住住宅（以下「住宅」という。）とは、血縁関係によらない2以上の世帯が協力して生活するものをいい、住宅入居申込時において、介助等を要せず自ら日常生活を送ることができる高齢者を対象とするものとする。なお、当該住宅が申請者による食事等の提供により老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条に規定する有料老人ホームに該当する場合もこれに含まれる。

（補助事業の要件）

第4条 要綱第3条の規定による市長が別に定める補助事業の要件は、空き家において対象リフォーム工事を行うこととする。

2 要綱第2条第2号の規定による市長が別に定める対象リフォーム工事の要件は、以下に掲げるものとする。

- （1） 改修後に次のすべての要件を満たすものであること

ア 台所、水洗便所、収納設備、洗面設備及び浴室を有すること。

イ 各世帯が専用する個室（以下「居室」という。）を有し、居室の数が３以上であること。

ウ 各世帯のプライバシーが確保できる構造であること。

エ 世帯間のコミュニケーションが図れる場として、共同で利用するための居間・食堂等、世帯全員による団らん及び食事が可能な設備を有すること。

オ 各居室は内法寸法で7.43平方メートル以上の面積を有すること（各居室に居間、食堂、台所、収納設備、水洗便所又は浴室を設ける場合は、これらの専用面積を除く）。

カ 対象リフォーム工事实施後において、店舗、事務所、作業場その他住宅の用に供する部分以外の部分がある場合、床面積の過半が住宅の用に供されていること

（２） 補助金の交付の決定を受けた後に着手する工事であること

（３） 補助対象経費の合計が１０万円以上であること

（４） 市内に本社、本店、支店若しくは営業所を有する法人（工事見積書の内訳証明書及び契約書等において市内の住所が確認できるものに限る。）又は市内に住所を有する個人事業主に発注するものであること

ただし、法人の場合は、対象リフォーム工事は自社によるものでないこと

（５） 前の空き家を住宅に供するに当たり、必要となる次のいずれかの工事であること

ア 第１号の要件を満たすために直接必要な工事

イ 建築基準法（昭和２５年５月２４日法律第２０１号）及び消防法（昭和２３年７月２４日法律第１８６号）を準拠するために行う直接必要な工事

ウ バリアフリー化工事

エ その他市長が必要と認める工事

３ 各居室の入居者は原則１人とする。ただし、入居者の処遇上必要と認められる場合は

入居者を加えることができる。

- 4 前項の場合において、申請者は、入居者が良好な生活を送ることができる居室空間の確保と、他の入居者との均衡が保たれるよう充分配慮しなければならない。

(空き家の要件)

第5条 要綱第2条第1号の規定による市長が別に定める要件は、以下に掲げるものとする。

(1) 長屋又は共同住宅の一の区分所有部分でないこと

(2) 登記の全部事項証明書(建物)又は登記情報サービスによる登記情報により
空き家の所在が確認できるものであること

(申請者の要件)

第6条 要綱第2条第4号の規定による市長が別に定める申請者の要件は、次に掲げるものとする。

(1) 次のいずれかに当てはまる団体であること

ア 社会福祉法人、特定非営利活動法人等の法人格を有する団体

イ 地域のコミュニティ協議会等、住宅が位置する地域の住民団体

(2) 暴力団(新潟市暴力団排除条例(平成24年新潟市条例第61号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団員(同条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと

(3) 市税を完納していること

(補助対象経費の要件)

第7条 補助金の補助対象経費は空き家の対象リフォーム工事に係る経費で、要綱第4条第1項第3号の規定による市長が別に定めるものは、以下に掲げるものとする。

(1) 土地、建物の購入又は賃貸借に係るもの

- (2) 家具（カーテン及びブラインドを含み、造り付けのものを除く。）、電化製品（エアコンを含む。）、暖房器具及び照明器具等の備品に係るもの
 - (3) 電信、電話及び通信等設備に係るもの（建物内の工事に係るものを除く）
 - (4) 下水道接続及び浄化槽設置並びに雨水浸透ます及び雨水タンクの設置に係るもの
 - (5) 消防用品（消火器など）及び防災用品の購入・設置に係るもの
 - (6) ハウスクリーニング、排水管清掃、シロアリ駆除、設計、工事監理及び申請手数料など工事請負以外に係るもの
 - (7) 外構（バリアフリー化に係るものは除く）、植栽（植樹、剪定など）及び住宅の用に供さない別棟の建築物（車庫、物置、倉庫など）に係るもの
 - (8) 太陽光発電システム及びペレットストーブの設置に係るもの
 - (9) その他補助の対象として市長が不適當と認めるもの
- （事業計画書の添付書類及び交付申請の申請書類等）

第8条 要綱第7条第1項の規定による市長が別に定める事業計画書に添付する書類は以下に掲げるものとする。

- (1) 工事実施後の住宅の床面積が確認できる図面（居室、台所、水洗便所、収納設備、洗面設備及び浴室の区分を明示すること。）
- (2) 高齢者向け共同居住住宅要件確認表（要領別記様式A）
- (3) 高齢者向け共同居住住宅提案書（要領別記様式B）
- (4) 空き家活用推進事業申請に関する誓約書（要領別記様式C）
- (5) 高齢者向け共同居住住宅の運営に関する誓約書（要領別記様式D）
- (6) 当該住宅が老人福祉法第29条に規定する有料老人ホームに該当する場合は、本市に提出した同条に規定する設置に係る届出（設置届）の写し
- (7) その他市長が必要と認めるもの

2 要綱第8条第1項の規定による市長が別に定める補助金交付申請書及びその他書類は、

以下に掲げるものとする。

- (1) 補助金交付申請書（要領別記様式第1号）
- (2) 対象リフォーム工事に係る工事見積書（請負契約書）の内訳証明書（要領別記様式第1号の2）
- (3) 耐震改修計画書（要領別記様式第1号の3）、耐震改修に係る図面及び計算書（耐震改修を行う場合に限る。）
- (4) 当該空き家の全景写真（申請時点の状況が確認できるものに限る。）
- (5) 対象リフォーム工事を行う場所の現況を示す写真
- (6) 土地及び建物にかかる売買契約書又は賃貸借契約書の写し等申請者が当該空き家を使用する権原を証する書類
- (7) 当該空き家の登記の全部事項証明書（土地及び建物）又は登記情報サービスによる登記情報（申請日前3か月以内に発行されたものに限る。）
- (8) 前2号に掲げるものが補助金交付申請書に添付できないときは、第7号に規定する土地、建物にかかる売買契約又は賃貸借契約を確約する書類にかえることができる。ただし、その場合、前2号に掲げるものを要綱第13条第1項に規定する実績報告書を提出する前に提出しなければならない。
- (9) 新潟市制度用の納税証明書（申請した会計年度に発行されたものに限る。）
- (10) 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書（要領別記様式第3号）（法人が申請する場合に限る。）
- (11) 法人の登記事項証明書（法人が申請する場合に限る。）
- (12) その他市長が必要と認めるもの

3 前項第9号に定める書類は、申請者が以下に掲げる場合は除くものとする。

(1) 公益法人、社会福祉法人及び非営利型法人

(2) 新潟市内に事務所・事業所等や住所等若しくは把握可能な資産がない、又は設立間もないなどにより新潟市税の課税がないことが推定される法人及び個人

(3) 非課税や減免などにより通常、納税がないことが推定される団体（自治会・町内会、地域コミュニティ協議会、マンション管理組合など）

4 第2項第9号に定める書類が申請書提出時に発行できない場合、要綱第13条第1項の規定による実績報告書の提出までに、提出すること。

5 第2項第10号に定める書類は、申請者が以下に掲げる場合は除くものとする。

(1) 社会福祉法人

(2) 特定非営利活動法人

(実績報告の報告書類等)

第9条 要綱第13条第1項の規定による市長が別に定める実績報告書及びその他書類は、以下に掲げるものとする。

(1) 実績報告書（要領別記様式第2号）

(2) 対象リフォーム工事を含む工事請負契約書の写し

(3) 補助対象経費の支払いが確認できる書類（領収書の写し、銀行の振込明細書の写し、通帳の写し、その他これらに類するもの）

(4) 対象リフォーム工事を行う場所の工事前写真（申請時点の状況が確認できるものに限る。）

(5) 対象リフォーム工事が行われた場所の工事後写真

(6) 承認を受けた事業計画の内容又は交付決定を受けた補助事業の内容を変更した場合（軽微な変更の場合に限る。）は、当該変更の内容が確認できる書類

(7) 耐震改修計画書を提出し、耐震改修を行った場合は、耐震改修工事証明書（要領別記様式第2号の2）及び耐震改修工事の工事写真

(8) 建築基準法第6条第4項に規定する確認済証の写し（対象リフォーム工事の実施にあたり、同条第1項に規定する確認の手続き（建築基準法第87条において準用する場合を含む。）が必要な場合に限る。）

(9) 前条第2項第8号ただし書きの場合における前条第2項第6号及び第7号の書類

(10) その他市長が必要と認めるもの

(法令等の遵守)

第10条 この要領に規定するもののほか、申請者は次の各号に掲げる法令・規定等を遵守しなければならない。

(1) 老人福祉法及び同法関連政令、規則等

(2) 新潟市有料老人ホーム設置運営指導指針及び新潟市有料老人ホーム設置事務処理要綱（当該住宅が老人福祉法第29条に規定する有料老人ホームに該当する場合に限る。）

(3) その他関係法令

(申請者の責務)

第11条 申請者は、定期的な入居者に対する見守り活動を行うものとし、入居者の要望により、生活上の相談を受け付ける体制を整えるものとする。

2 申請者は、入居者間の共同生活が円滑に行われるよう努めるものとする。

(レクリエーション、地域活動等の推進)

第12条 申請者は、年間複数回以上、入居者が互いに交流し、快活な生活を送れるようレクリエーション等の催しの機会を設けるものとする。

2 申請者は、入居者が地域における交流活動や催しに積極的に参加し、良好な関係を構築できるよう努めるものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 6 年 5 月 2 0 日から施行する。

(この要領の失効)

- 2 この要領は、令和 9 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。
- 3 第 1 0 条から第 1 2 条の規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、その効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

高齢者向け共同居住住宅要件確認表

全体			
設定世帯数	世帯		
床面積	m ²		
見守り体制	【職員体制】	【勤務体制】	
見守り回数	□ 週 () 回 □ 日 () 回		
見守り方法			
各世帯の専用する居室			
居室数	室		
各居室面積 ※()は部屋番号 を記載	()	m ² ()	m ²
	()	m ² ()	m ²
	()	m ² ()	m ²
居室に備えるもの	部屋番号 () ()	部屋番号 () ()	部屋番号 () ()
	☐ 台所 ☐ 水洗便所 ☐ 収納設備 ☐ 洗面設備 ☐ 浴室 ☐ その他 ()	☐ 台所 ☐ 水洗便所 ☐ 収納設備 ☐ 洗面設備 ☐ 浴室 ☐ その他 ()	☐ 台所 ☐ 水洗便所 ☐ 収納設備 ☐ 洗面設備 ☐ 浴室 ☐ その他 ()
プライバシー確保の方法	☐ 各戸に鍵を設置 ☐ その他 ()		
共同で利用するための居室等			
コミュニケーションを図るために共同で利用する居室	☐ 居間 ☐ 食堂 ☐ その他(具体的に:)		
共同で利用する部分	☐ 居間 ☐ 収納設備 ☐ 食堂 ☐ 洗面設備 ☐ 台所 ☐ 浴室 ☐ 水洗便所 ☐ その他(具体的に:)		

居室等住宅の内容は改修後の内容とする。

※必要に応じて追加してください。

高齢者向け共同居住住宅 提案書

1 事業の内容について

(1) 高齢者向け共同居住住宅運営にあたり、貴団体の特徴や実績としてどのようなものがありますか（具体的に記載）。

(2) 入居者の生活環境の変化等により、各世帯が協力して生活することが困難となった場合、どのように対応しますか。

(3) 周辺コミュニティ（自治会、町内会等）との協力関係の構築にどのように関与しますか。

(4) 入居者が互いに交流し、快活な生活を送れるようなレクリエーション等の催しについて、どのようなことを予定していますか。

年 月 日

空き家活用推進事業申請に関する誓約書

新潟市長 様

新潟市空き家活用推進事業（高齢者向け共同居住住宅）補助金への申請にあたり、以下について誓約いたします。なお、万が一事実との相違があった場合に、交付決定が取り消されることがあっても、一切異議を申し立てません。

- ・新潟市空き家活用推進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第２条及び新潟市空き家活用推進事業福祉活動活用タイプ（高齢者向け共同居住住宅）補助金交付要領（以下「要領」という。）第６条に規定する申請者の要件に該当していること
- ・要綱及び要領に記載された事項を遵守すること
- ・自ら申請した内容を遵守すること
- ・自ら申請した内容に虚偽がないこと
- ・改修工事の実施に当たっては、建築基準法その他の関係法令を遵守すること

法人名又は団体名

法人又は団体の代表者名

住所または所在地

連絡先（電話番号）

代表者氏名は、法人又は団体の場合は代表権のある役員又は代表者としてください。

高齢者向け共同居住住宅の運営に関する誓約書

新潟市空き家活用推進事業補助金の交付申請を行う高齢者向け共同居住住宅について、補助を受けて改修工事を行った空き家については、以下の１から１２までの全てについて、相違なく運営することを誓約します。なお、万が一違反した場合に、交付決定が取り消されることがあっても、一切異議を申し立てません。

- １ 当該補助金を活用した改修工事の完了の日から１０年以上、「高齢者向け共同居住住宅」として入居者へ住まいを提供するよう努めること。
- ２ 上記１の１０年が経過した後、やむを得ず事業を終了する場合は、入居者及びその家族へその旨遅滞なく知らせることに加え、まずは新たな運営事業者の確保に努めること。
- ３ 上記２の場合に、新たな運営事業者の確保が困難なときは、速やかに入居者及びその家族に説明し、入居者の転居先確保に誠意をもって尽力すること。
- ４ 上記１の１０年が経過した後、建物の老朽化等により事業の継続が困難な場合にあっても、上記３と同様の誠意ある対応を行うこと。
- ５ 入居者が要介護状態となり共同生活が困難となるなど、他の介護施設等への転居が必要な場合にあっては、入居者及びその家族に説明の上、同意を得て、入居者の転居先確保に誠意をもって尽力すること。
- ６ 入居者とは入居に当たり書面による契約を締結すること。
- ７ 当該住宅の家賃等、入居者から徴収する金銭は、近傍同種の賃貸住宅等と比較し、不当な金額とならないこと。
- ８ 当該住宅の家賃等の徴収に当たって、不当かつ違法な行為を行わないこと。
- ９ 入居者の共同居住が円滑かつ支障なく行われるよう、定期的な見守りを実施し、入居者からの相談には真摯に対応すること。
- １０ 入居者間の共同居住によるトラブルについては、誠意をもって、良識的かつ公平に解決を図るよう努めること。
- １１ 入居者が介護が必要となった場合、介護事業者の選択は入居者又はその家族の自由な意思によるものであること。
- １２ （空き家の所有者が別にいる場合）高齢者向け共同居住住宅として１０年以上運営することについて、書面により所有者の同意を得ること。

年 月 日

【対象住宅】

所在地：

名 称：

【申請者】

（法人・団体名）

氏名（代表者名）

氏名（代表者名）

年 月 日

（宛先）新潟市長

（申請者） 〒
住 所
（法人等にあつては所在地）
ふりがな
氏 名
（法人等にあつては名称及び代表者の氏名）
電話番号
E メール

新潟市空き家活用推進事業 補助金交付申請書

空き家活用推進事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。なお、本申請書及び添付書類に記載の事項は事実と相違ありません。

活 用 の タ イ プ	福祉活動活用タイプ																			
用 途																				
事 業 計 画 承 認	年 月 日 第 号																			
事 業 計 画 又 は 施 設 の 名 称																				
空き家の所在地	新潟市 区																			
耐震改修の有無	☐ 耐震改修なし ☐ 耐震改修あり																			
補 助 対 象 経 費 (A)	<table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 円（第三面より）																			
補 助 金 申 請 額 (B)	<table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td></td></tr></table> 円（第三面より）																0	0	0	
						0	0	0												
着手予定年月日	年 月 日																			
完了予定年月日	年 月 日																			
情報の公表の内容 方 法 及 び 時 期	（本補助金により事業を実施している旨の公表の方法・時期を記載してください。）																			

（申請者が、申請等事務手続きを代行者に委任する場合はご記入ください。）

下記の者を本申請に係る申請等事務手続きの代行者として委任します。				
手 続 代 行 者	住 所	〒		
	会 社 名		ふりがな 担当者名	
	電話番号		E メール	

対象工事に係る仕様書

＜リフォーム工事の内容＞

外部			
工 事 種 別		工 事 概 要	
①	屋根リフォーム		
②	外壁リフォーム		
③			
④			
内部			
室 名		改修部位	工 事 概 要
⑤		☐ 床	
		☐ 壁	
		☐ 天井	
		☐ その他	
⑥		☐ 床	
		☐ 壁	
		☐ 天井	
		☐ その他	
⑦		☐ 床	
		☐ 壁	
		☐ 天井	
		☐ その他	
⑧		☐ 床	
		☐ 壁	
		☐ 天井	
		☐ その他	
⑨		☐ 床	
		☐ 壁	
		☐ 天井	
		☐ その他	
⑩		☐ 床	
		☐ 壁	
		☐ 天井	
		☐ その他	

＜補助金申請額の計算＞ 税抜きで記載してください。（消費税は補助対象外となります。）

項 目	金 額					備 考
(A) 補助対象経費 工事見積書（請負契約書）内訳証明書 の補助対象経費合計欄の額					円	第一面の (A)欄へ
(B) 補助金申請額 補助上限額①と②のいずれか低い 額			0	0	0 円	第一面の (B)欄へ
補助上限額①：補助対象経費の 1 / 3 の額（千円未満切捨て）						
補助上限額②：耐震補強の有無による上限額						
☐ 耐震補強あり 200 万円 ☐ 耐震補強なし 100 万円 上限額を記載 → 万円						

＜補助対象要件に関する確認事項＞（項目を確認し、□に✓印を記入してください。）

確認	確認項目
☐	当該空き家は、申請日前 3 ヶ月以上の間、そのすべてが常態として人の居住又は使用に供されていません。
☐	当該空き家は、建築工事の完了から起算して 1 年以上経過し、居住又は使用に供されたことがあります。
☐	申請者本人及び団体等の構成員に暴力団員又は暴力団等と関係を有する者はいません。また、必要に応じて、市が警察に照会する場合は、別途必要な書類の提出をします。
該当者のみ ☐	住宅の所有者から、補助事業の実施について承諾を受けています。 （所有者が申請者と異なる場合）
☐	上記の他、申請の内容は本補助金の要綱及び要領に定める各条項に適合します。

工事見積書（請負契約書）の内訳証明書

年 月 日

（宛先）新潟市長

（工事業者）住 所
会 社 名
代表者名

申請者 様の空き家活用推進事業補助金の申請に係る
工事の内容及び工事費の内訳は、下記のとおりであることを証明します。

工事の内容及び内訳明細表

補助対象経費	
工事種別	金額（税抜）
屋根リフォーム	円
外壁リフォーム	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
補助対象経費合計（A）	円
補助対象外経費（a）（その他工事）	円
合計（A）＋（a）	円
消費税	円
見積額 合計	円

〈確認事項〉（項目を確認し、□に✓印を記入してください。）

確認	確認項目
☐	上記の内訳に他の助成事業と補助対象経費を重複して補助金交付を受けている又は受ける予定のものは含まれておりません。
※「重複」とは、同一の箇所・部位の同一の工種・項目又は同一の補助対象経費において他の補助金を併用して受給していることをいう。 併用している助成事業がある場合は、事業名を記載してください。	

年 月 日

（宛先）新潟市長

（申請者） 〃
住 所
（法人等にあつては所在地）
ふりがな
氏 名
（法人等にあつては名称及び代表者の氏名）
電話番号

新潟市空き家活用推進事業 耐震改修計画書

空き家活用推進事業の実施にあたり、耐震改修工事を下記のとおり計画しているので、次のとおり耐震改修計画書を提出します。なお、本計画書及び添付書類に記載の事項は事実と相違ありません。

事業計画又は 施設の名 称			
空き家の所在地			
規 模		地上 階	延べ面積 m ²
構造種別		☐ 木造 ☐ 鉄骨造 ☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ 鉄骨鉄筋コンクリート造	
耐震改修の計画		☐ 昭和 5 6 年 5 月 3 1 日以前に建築され、又は工事に着手したものであつて、申請時点において、所要の耐震性能を確保していないことを確認しています。 ☐ 耐震改修工事を実施することにより、所要の耐震性能を確保する計画であることを確認しています。	
耐震 性能の 評価者	上記内容について確認していることを証明します。		
	建築士登録番号	種 別 ☐ 一級 ☐ 二級 ☐ 木造 登録番号 大臣・	知事登録第 号
	氏名		
	建築士事務所名		
	所在地		

注) 耐震性能の評価は、建築物の耐震改修の促進に関する法律(改正平成 1 7 年法律第 1 2 0 号)及び同法に基づく基本方針・技術指針に基づく評価によること
注) 当該建築物を設計することができる資格を有する者が証明すること

年 月 日

（宛先）新潟市長

（補助事業者）〒

住 所
（法人等にあつては所在地）

ふりがな
氏 名
（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

Eメール

新潟市空き家活用推進事業 実績報告書

年 月 日付 新住G 第 号の2 で交付決定のあった空き家活用推進事業補助金について、補助事業が完了したので次のとおり報告します。なお、本報告書及び添付書類に記載の事項は事実と相違ありません。

活用のタイプ														
用途														
事業計画又は施設の名称														
空き家の所在地	新潟市 区													
耐震改修の有無	☐ 耐震改修なし ☐ 耐震改修あり													
項目	交付決定通知書に記載された額						実績額							
補助対象経費(A)						円						円		
交付決定額					0	0	0	円						
交付算定額(B)	※交付算定額は交付決定額以内の額 (交付算定額≦交付決定額)										0	0	0	円
着手年月日	年 月 日													
完了年月日	年 月 日													
情報の公表の状況	(本補助金により事業を実施している旨の公表の実施状況を記載してください。)													

補助金の交付先 (振込先)	金融機関名	(金融機関名) (本・支店名)										
	預金種類・口座番号 (右詰めで記入)	☐ 普通 ☐ 当座	第									号
	フリガナ											
	名義人											

※振込先の名義人は原則として、補助事業者と同一としてください。

年 月 日

（宛先）新潟市長

（補助事業者） 〃

住 所

（法人等にあつては所在地）

ふりがな

氏 名

（法人等にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

新潟市空き家活用推進事業
耐震改修工事証明書

空き家活用推進事業にあわせて、耐震改修工事を下記のとおり実施しましたので、提出します。
なお、本計画書及び添付書類に記載の事項は事実と相違ありません。

事業計画又は 施設の名称			
空き家の所在地			
規 模		地上 階	延べ面積 m ²
構造種別		☐ 木造 ☐ 鉄骨造 ☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ 鉄骨鉄筋コンクリート造	
耐震改修の計画		☐ 耐震改修工事を実施したことにより、所要の耐震性能を確保したことを確認しています。	
耐震 性能の 評価者	上記内容について確認していることを証明します。		
	建築士登録番号	種 別 ☐ 一級 ☐ 二級 ☐ 木造 登録番号 大臣・	☐ 知事登録第 号
	氏名		
	建築士事務所名		
	所在地		

注) 耐震性能の評価は、建築物の耐震改修の促進に関する法律(改正平成17年法律第120号)及び同法に基づく基本方針・技術指針に基づく評価によること
注) 当該建築物を設計することができる資格を有する者が証明すること

暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書

私（当法人・当団体）は、新潟市空き家活用推進事業補助金交付要綱の規定に基づく補助金の交付申請を行うに当たり、下記の事項について誓約します。

記

- 1 私（当法人・当団体）は次のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（新潟市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員であるもの
 - (4) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの
 - (5) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの
 - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
 - (7) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの
- 2 新潟市暴力団排除条例の主旨に基づき名簿を提出します。名簿に記載されたすべての者は、暴力団員等であるか否かの確認のため、新潟県警察本部に対してこの名簿による照会が行われる場合があることに同意しております。なお、名簿記載内容は事実と相違ありません。

年 月 日

（宛先）新潟市長

〔法人、団体にあつては所在地〕
住 所

〔法人、団体にあつては名称及び代表者の氏名〕

（ふりがな）
氏 名

生年月日 （大正・昭和・平成） 年 月 日

* 市では、新潟市暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等ではない旨の誓約をお願いしています。

名簿（申請者の役員等の一覧表）

[illegible]